

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第49号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目を削る。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) <u>イ</u> (略)	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) <u>イ</u> <u>地域機関（新潟県病院局組織規程第3条の2に規定するものをいう。）の所長の職</u> <u>ウ</u> (略)

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。